医療法第119条第１項の指定に係る業務があることを証する書類

１．当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となることについて

|  |
| --- |
|  |

※C-1水準を適用するプログラムの内容及び以下の事項を踏まえ、具体的に記載のこと。

・年単位に換算した休日・時間外労働時間が960時間を超える医療機関における業務の内容

・上記の業務について、従事する診療科固有の性質等を鑑みて、研修の効率化に係る取組を実施

してもなおC-1水準の適用が必要となる理由等

２．C-1水準を適用した場合に、地域における臨床研修医や専攻医の確保に与える影響について

|  |
| --- |
|  |

※C-1水準を適用するプログラムの内容及び以下の事項を踏まえ、具体的に記載のこと。

・同プログラムの定員充足を図るための取組内容及び過年度の充足率

・C-1水準の指定が必要な研修先医療機関における、年単位に換算した休日・時間外労働時間実績の推移